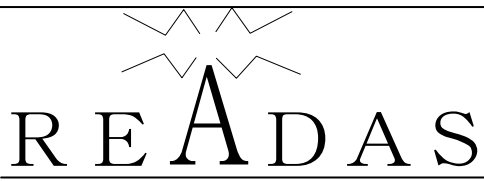


第 5972 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月 7日 木曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

取締役が監査役になった際に支給する退職給与

Q：長年、取締役だった人が退職して監査役になります。この場合に支給する退職金は、どのように取り扱われますか？

A：一定の要件に該当する場合には、退職給与として取り扱うことができます。

【解説】

法人税法では、退職給与について、実際に退職した者に対し、退職を基因として、臨時的に支給される給与をいうとしています。

したがって原則として、退職が要件となるのですが、たとえば次のような事実があり、役員の方掌変更などによって、役員の地位や職務の内容が激変した場合には、現実に退職しない場合であっても、役員退職給与として取り扱うことができます。

- ① 常勤役員が非常勤役員となったこと
(非常勤であっても代表権があるものは除く)
- ② 取締役が監査役になったこと
(税務上役員とみなされる大株主を除く)
- ③ 役員報酬が概ね50%以上減少したこと

なお、これらの場合であっても、その役員が実質的にその法人の経営上、主要な地位を占めているときは、役員退職給与として扱うことはできません。

したがって、御社の場合、上記の要件を満たしていれば、退職給与として取り扱うことが認められます。

